

## 国外にいる親族の扶養控除の適用

Q.年末調整で、国外に住んでいる親族を扶養親族として控除できるでしょうか？

A.親族関係書類、送金関係書類が必要です。

① 年末調整で、国外にいる、非居住者の親族を扶養控除の適用を受けるには源泉徴収義務者(=会社)に「親族関係書類」と「送金関係書類」を提出、又は提示しないとはいけません。

② 「親族関係書類」とは国外居住親族が自分の親族であることを証するもので例えば、

※戸籍の附票の写し、パスポートの写し

※外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類

等が該当します。

これらを確認して、国外居住親族の

「氏名、生年月日、住所」を示してもらわないといけません。

③ 「送金関係書類」とは、国外居住親族医大して生活費などを送金したことなどを明らかにする書類で、

※金融機関の外国送金依頼書の控え

※クレジットカードの利用明細で、国外居住親族が使用したものを、国内の居住者が支払うこととなっているもの

等が該当します。

④ 「送金関係書類」は扶養親族の各人に対して振り込んだ結果等が必要です。一括で一人の方に振り込んでいるものでは、その人しか扶養とすることはできません。

上記の書類がなければ、年末調整で扶養控除申告書に親族の名前が記載されていても、扶養控除を適用してはいけません。海外から出稼ぎで日本に来られている方などで、たくさん扶養親族が現地にいる方などは、注意しましょう。